

令和7年度

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会 事業計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日



坂祝町社会福祉協議会イメージキャラクター「つぐみちゃん」

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

令和7年度社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会事業計画

社会福祉協議会(社協)とは

福祉のまちづくりを進めます

地域住民の力とネットワークで一人ひとりの暮らしを支えます

地域でみんなが支え合う福祉活動を進めます

お互い様の支え合いを広げています
笑顔が生まれる交流の場をつくっています
まちづくりを進める住民の組織をサポートしています
当事者・家族の仲間づくりを支援しています

ボランティア活動・市民活動を推進しています

地域や社会のための活動を応援します
ともに生きる社会に向けて、福祉の心を育みます

「どこに相談したらいいかわからない」時は社協へ

暮らしや地域の困りごとの相談に対応し、切れ目のない支援につなぎます

一人ひとりの権利擁護支援を展開しています

一人ひとりの権利と尊厳を守ります

住み慣れた地域での自分らしい生活を支援します ~在宅福祉サービス~

地域での暮らしを支える在宅福祉サービスを行います

発災直後から生活復旧・復興までを支えます

災害ボランティアセンターを設置・運営します

◎ 坂祝町社会福祉協議会の基本理念と職員の行動モットー

- 真心あるサービス提供のために次の基本理念を掲げ、職員は行動モットーを意識して行動します。

【坂祝町社会福祉協議会の基本理念】

- | |
|-------------------------|
| ①地域から信頼される組織・施設づくり |
| ②安定した福祉サービスの提供及び経営基盤の確立 |
| ③職員の福祉向上と人材育成 |

【坂祝町社会福祉協議会職員の行動モットー】

- | | |
|-----------|------|
| ①よく聞く | (傾聴) |
| ②確実に受け止める | (受容) |
| ③はっきり説明する | (応答) |
| ④連携する | (信頼) |

(地域福祉課)

【基本方針】

本会は、地域住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的組織として、平成5年10月1日の法人設立以来、地域の皆様とともに様々な福祉活動を展開してきました。

第4期坂祝町地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲げられた主要課題（1. 地域のつながりによる地域力の強化 2. 地域福祉を担う人材の育成 3. 多様化する課題への対応 4. 緊急時に支援を必要とする人の支援体制の強化）に対し真摯に向き合い、住民一人ひとりが孤立することなく、地域で安心して暮らし続けるため、問題・課題の早期発見と尊厳を重視しながら個別相談支援に取り組むとともに、地域住民による支え合い活動を中心とした様々な地域活動のさらなる充実を図り、「地域共生社会（支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会）」の実現に取り組み、「世代を超えて支え合う、住み続けたいまち さかほぎ」の実現を目指します。

また、地域住民及び利用者等のニーズを的確に把握し、関係機関と連携しながら効率的・効果的な事業運営を行います。

【重点目標】

◎重層的支援体制整備事業の実施

（コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業、チャレンジ就労体験事業）福祉のなんでも相談員（CSW）が行う相談支援業務を通して、生活困窮者や障がい者等要援護者への就労の課題、ひとり親家庭や外国人世帯等で、家族間のコミュニケーション機会の希薄化が起因と考えられる生活環境の悪化などの、生活課題が浮かび上がってきました。それらの課題解決のため、相談業務の強化とともに、「チャレンジ就労体験事業」を通して就労のきっかけづくりや外出機会・居場所づくりを行い、地域で安心して生活するための基盤づくりの構築を坂祝町とともに進めます。

◎基幹相談支援センター受託に向けた検討

地域の相談支援の拠点として障がいのある方や、そのご家族からの障がいに関する総合的な相談に応じ、自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う「基幹相談支援センター」の受託に向けた検討を行います。

◎災害時に備えた体制づくり

- ・事業継続計画（BCP）に基づいた、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。
- ・要配慮者が安心した避難生活を送れるよう、坂祝町とともに福祉避難所開設時の受け入れ態勢の整備を進めます。

【事業内容】

ア. 法人運営事業

- (1) 組織の基盤強化
 - ・行政、民生委員・児童委員、福祉機関、各種機関・団体との連携強化
 - ・事業運営財源の確保並びに財政基盤の強化
 - ・自治会長に社協事業及び会費募集についての説明会の開催
 - ・情報公開に対応した文書管理
 - ・研修、各種セミナー等への積極的参加による役職員の資質向上
 - ・視察研修、研修実習生の積極的な受け入れ
- (2) 組織運営
 - ・理事会、評議員会、監査会の開催
- (3) 企画・広報
 - 新・第15回坂祝町社会福祉大会の開催
 - ・社協だよりの発行（年4回、各2,350部）
 - ・社協ホームページの随時更新
 - ・SNSの活用による社協情報の随時発信
 - ・マスコットキャラクター「つぐみちゃん」の活用
- (4) 要援護者支援
 - ・災害時の受け入れ体制の整備
（災害ボランティアセンター設置・福祉避難所開設時の対応）
- (5) 子ども・子育て支援
 - ・コミュニティ・スクール事業への協力
 - 新・学習用フリースペースの開放（夏休み期間中）
- (6) 障がい者支援
 - 新・基幹相談支援センター受託に向けた検討
- (7) 調査・研究
 - ・法人後見事業実施に向けた調査・研究

イ. 共同募金配分金事業

- (1) 坂祝町共同募金委員会運営
 - ・配分額の適正化を図るための委員会の開催
 - ・募金趣旨の徹底と広報活動
（共同募金運動説明会の開催・広報による募金活動PR等）
 - ・募金活動への参加促進
（戸別募金・職域募金・街頭募金・法人募金などを実施）
- (2) 赤い羽根共同募金配分金事業の実施
 - ・ふれあいサロン支援事業
 - ・福祉車両貸出事業
 - ・生活困窮者食糧支援事業
 - ・社協だより発行事業
 - ・ふれあいサロンボランティア交流会事業
- (3) 歳末たすけあい事業の実施
 - ・老人福祉施設・障がい者福祉施設・児童養護施設入所者激励訪問
 - ・ひとり親家庭へクリスマスプレゼント配布

- ・寝具クリーニング事業の実施（要援護高齢者・障がい者（児））
 - ・入浴剤・整体お試し券の支給（要援護高齢者・障がい者（児）の介護者）
 - ・灯油の支給（要援護高齢者・障がい者（児））
 - ・一人暮らし高齢者等への年賀状配布
- (4) 社協指定・メニュー事業の実施
- ・ふれあいサロン支援事業（レクリエーション用品等購入）
 - ・災害ボランティアセンター機器整備事業（電子黒板購入）

ウ. ボランティア事業

- (1) ボランティアセンターの運営
- ・ボランティア登録者及び団体の管理（台帳整備、保険加入手続き、事務管理）
 - ・ボランティアコーディネート
（活動希望者、支援希望者の相談・援助連絡調整）
 - ・ボランティアの育成支援（新規開拓、養成、研修）
 - ・ボランティア活動の普及啓発（ボランティアだより発行）
 - ・ボランティアルームの管理（ボランティアセンター機能）
 - ・災害ボランティア研修会の開催
 - ・災害備蓄倉庫の管理
- (2) ボランティア団体連絡協議会の支援
- ・ボランティア団体連絡協議会の開催
 - ・第8回ボランティア交流会の開催
 - ・ボランティア活動応援成事業
- (3) 次世代を担う子どもたちの育成・環境の拡充
- 新・夏のボランティア体験事業の開催
- ・福祉協力校（園）事業（町内3園3校）
 - ・社協事業（介護サービス事業所を含む）への学生ボランティアの積極的受け入れ
 - ・福祉学習（小学校・中学校）を含む、学校活動への積極的な参加

エ. 在宅福祉事業

- (1) 要援護者に対する在宅での自立生活の支援
- ・福祉器具貸出事業（車イス・ベッド・シルバーカーの貸し出し）
 - ・福祉車両貸出事業（軽スロープ車1台）
- (2) 生活支援と介護予防の推進
- ・生活支援ボランティアの活動支援
 - ・筋力アップトレーニング機器一般開放
 - ・オリエンテーション（年9回）、スキルアップ講習（年9回）
 - ・傾聴ボランティアによる在宅訪問事業

オ. 坂祝町総合福祉会館指定管理事業（指定管理者） 令和5年度～令和9年度まで

- ・総合福祉会館サンライフさかほぎの経営
利用料等の受益者負担の徴収
- ・地域福祉・健康増進の拠点としての有効活用
- ・福祉事業所製品の販売機会の提供
- ・心配ごと相談所の開設

- （一般相談（6回）・法律相談（8回）・身障相談（6回）・子ども相談（随時））
- ・指定管理者としてのセルフチェックの実施

力. 受託事業（町受託）

- ・重層的支援体制整備事業
CSW配置事業（くらし安心相談室サンライフの運営）
チャレンジ就労体験事業
- ・生活支援コーディネーター事業
生活支援ボランティアによる生活支援事業の支援
地域での支え合いの担い手の育成
- ・坂祝町高齢者活動支援事業（シニアクラブ協助手）
- ・ふれあいサロン支援事業

キ. 相談支援事業

- ・再掲 CSW配置事業（くらし安心相談室サンライフの運営）
- ・再掲 重層的支援体制整備事業
- ・再掲 チャレンジ就労体験事業
- ・臨時小口資金貸付事業の実施

ク. 日常生活自立支援事業（県社協受託）

- ・日常生活自立支援事業

ケ. 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・臨時特例つなぎ資金貸付事業

（介護サービス課）

【基本方針】

第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げられている、住み慣れた地域で、尊厳と個別性が尊重され安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、介護保険制度に基づいたサービスの提供のほか、制度外サービスの構築にも積極的に取り組んでいきます。

また介護職員の担い手不足が深刻化するなか、介護職員の処遇改善や介護現場の生産性の向上にも努めていき、利用者にとっても介護職員にとっても魅力ある事業所を目指します。

介護者とのコミュニケーションを積極的に図ることで、介護者の負担を軽減するとともに、介護サービスの利用環境の改善・充実を図り、衛生管理・感染予防を徹底しながら、緊急時にも事業継続計画(BCP)に基づき安定的な事業所の経営ができるように努めます。

【重点目標】

◎介護サービス課

介護に携わる職員として必要な知識や技術、接遇等を身につけて質の高いサービスができるように年間を通して全体研修を実施するとともに、介護サービス課内で設置されている各種委員会活動を充実していきます。

また現在取り組んでいるYouTubeやインスタグラムなどSNSを活用して幅広い世代に介護や事業所を知ってもらえるように発信していきます。

◎居宅介護支援事業所

利用者・家族の抱える課題を分析し最適なケアマネジメントを実施していくとともに、日ごろから個々のケースについて職員間で情報共有し、多角的な視点をもってサービスを提供していきます。

指定介護予防支援事業所の登録をし、早期対応を図ります。また包括との連携や講演会を開催することで、介護、医療の情報を発信し、色々な世代に対する在宅介護への支援に取り組んでいきます。

社会福祉協議会の中の居宅介護支援事業所として、関係機関と連携し介護保険制度のみでは対応できない問題についても解決に向けて取り組んでいきます。

◎訪問介護事業所・居宅介護事業所（障がい）

在宅生活の中心となるご家庭でサービスを行なう訪問介護事業所として、利用者自身が培ってきた生活リズムに合わせたサービスの提供を行うことで、継続して在宅生活が可能となるよう支援するとともに、制度外サービスとして院内介助のほか、生活環境整備支援なども引き続き検討・実施していきます。

限られた訪問介護員でのサービス提供となるため、より在宅支援が必要な独居・高齢者世帯や第9期計画にもある認知症中心に支援をしていきます。

障がい児・者の受け入れも関係機関と連携しながら積極的に行っていくとともに、町の委託事業である子育て世帯訪問支援事業にも取り組んでいきます。

◎通所介護事業所

近年、認知症の利用者や重度疾患の利用者が増加し、その方々の支援に対して困惑することが多くあったことから、より認知症高齢者や重度疾患に対する理解を深め、適切な個別支援を提供するために居宅サービス計画書・通所介護計画書の把握に努め、職員の資質向上を目指します。

またより働きやすい環境を整えていくため、デジタル技術の活用を行い、業務改善、効率化を行い、職員の負担軽減に努めます。